

令和 3 年 5 月 2 4 日

東京地方検察庁公判部 [REDACTED] 検事

令和 2 年（特わ）第 8 5 8 号等 外国為替及び外国貿易法等違反事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

証 拠 開 示 請 求 書

弁 護 人 高 田



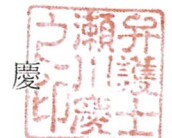
弁 護 人 鄭 一



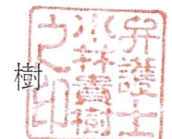
弁 護 人 河 村



弁 護 人 瀬 川



弁 護 人 小 林 貴



弁護人は、検察官に対し、刑事訴訟法 316 条の 20 に基づいて以下の証拠の開示を求める。開示を求めた証拠のうち開示しないものについては、刑事訴訟規則 217 条の 24 に基づいて不開示理由を告知されたい。

また、開示を求めた証拠が不存在の場合には、その意味が、①開示を求める証拠が検察官の手許にはなく、かつ検察官が容易に入手できる状況にない（他に存在する可能性がある）という意味なのか、②証拠自体が物理的に存在しないという意味なのか、明確にされたい。

①証拠が他に存在する可能性がある場合には、当該証拠が保管されているであろう場所を特定されたい。また、②証拠自体が存在しない場合は、(a)最初から存在しないのか、それとも、(b)かつてあったが廃棄したのか、(c)廃棄したのであればいつ・誰が・どのような理由で廃棄したのか、を明らかにされたい。

記

- 1 平成29年10月から平成30年2月頃に捜査機関が作成または取得した調書、報告書、メモ書き、ノート、手控え、備忘録、資料その他捜査の経過等参考となるべき事項が記録された書面（電磁的記録として保存されている場合は、当該電磁的記録を含む。また、正式な捜査資料とされたものに限定されず（例えば、捜査メモを含む。）、かつ、検察官に送致されたものに限定されない（例えば、警察官が保有するもの、及び警視庁内のサーバーに保存されたものを含む。）。以下「書面等」という。）であって、「貨物等省令2条の2第2項5の2」の問題点、AGにおける「殺菌」と「洗浄」との区別状況、及び「貨物等省令2条の2第2項5の2ハ」に規定されている「内部」の趣旨について、経済産業省またはシステック（以下、総称して「経産省等」という。）の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成または取得した書面等

理由：弁護人は、予定主張（２）で明らかにしたとおり、「貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2」の要件は A G の規制リストと同義に解されるべきである旨、経産省等の「貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 ハ」に関する運用通達は A G 規制の規制リストを誤訳したものである旨、及び「貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 ハ」において「定置した状態で内部の」と定められている趣旨は粉体の曝露を防止する趣旨である旨を主張している。上記証拠には、「貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2」の法制化を実施し、かつ上記の運用通達を行った経産省等の職員の同条及び A G の規制リストに関する認識が記載されていることから、上記弁護人の主張を裏付けるものであり、弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、経産省等は規制を実施する機関として規制内容を広く国民に周知すべき立場にあることから、同条及び A G の規制リストに関する同省の認識はむしろ積極的に開示されるべき事項であって、開示による弊害は生じない。

2 平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月頃に捜査機関が作成しまたは取得した書面等であって、乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を規制している国の有無、規制対象となるべき噴霧乾燥器についての A G の意見、日本国内で乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を行っている例の有無、日本薬局法に定められた定義、及び粉体の封じ込め・曝露防止と洗浄の関係性について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等

の職員の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成しまたは取得した書面等

理由：弁護人は、予定主張（１）及び同（２）で明らかにしたとおり規制対象となる「殺菌」とは薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべき旨、検察官が主張する乾熱処理による殺菌は感染制御の分野において一般に理解されている

「殺菌」とは異なる検察官が作出した独自の概念である旨、「貨物等省令２条の２第２項５の２」の要件はＡＧの規制リストと同義に解されるべきである旨、及び「貨物等省令２条の２第２項５の２ハ」において「定置した状態で内部の」と定められている趣旨は粉体の曝露を防止する趣旨である旨を主張している。上記証拠には、「貨物等省令２条の２第２項５の２」の法制化を実施し、かつ上記の運用通達を行った経産省等の職員の同条及びＡＧの規制リストに関する認識が記載されていることから、上記弁護人の主張を裏付けるものであり、弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、経産省等は規制を実施する機関として規制内容を広く国民に周知すべき立場にあることから、同条及びＡＧの規制リストに関する同省の認識はむしろ積極的に開示されるべき事項であって、開示による弊害は生じない。

- 3 平成２９年１０月から平成３０年２月頃に捜査機関が作成しまたは取得した書面等であって、「殺菌」の定義、これに対するＡＧでの議論の状況、規

制対象となる噴霧乾燥器についての経産省等の職員の意見、及びA Gの規制と「貨物等省令2条の2第2項5の2」との関係について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成しまたは取得した書面等

理由：弁護人は、予定主張（1）及び同（2）で明らかにしたとおり規制対象となる「殺菌」とは薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべき旨、本件噴霧乾燥器はこの要件を満たさない旨、及び「貨物等省令2条の2第2項5の2」の要件はA Gの規制リストと同義に解されるべきである旨を主張している。上記証拠には、「貨物等省令2条の2第2項5の2」の法制化を実施し、かつ上記の運用通達を行った経産省等の職員の同条及びA Gの規制リストに関する認識が記載されていることから、上記弁護人の主張を裏付けるものであり、弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、経産省等は規制を実施する機関として規制内容を広く国民に周知すべき立場にあることから、同条及びA Gの規制リストに関する同省の認識はむしろ積極的に開示されるべき事項であって、開示による弊害は生じない。

以 上